

令和4年12月1日

議案番号	件名	ページ
報告第6号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和3年度における業 務の実績に関する評価結果の報告について	1
報告第7号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の第1期中期目標の期間 における業務の実績に関する評価結果の報告について	1
議案第68号	令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第7回)について	2
議案第69号	令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)について	3
議案第70号	令和4年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について	3
議案第71号	令和4年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第2回)について	3
議案第72号	令和4年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)に ついて	4
議案第73号	令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2回)について	4
議案第74号	令和4年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第1回)について	4
議案第75号	令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算(第1回)について	4
議案第76号	令和4年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第2回)について	5
議案第77号	山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定について	5
議案第78号	山陽小野田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	6
議案第79号	山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	6
議案第80号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す る条例の制定について	6
議案第81号	山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について	7
議案第82号	山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者 の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第83号	山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	7

議案第84号	山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第85号	山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第86号	山陽小野田市児童館条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第87号	山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例の制定について	8
議案第88号	市役所本庁舎環境改善事業(建築主体・機械設備工事)請負契約の締結 について	8
議案第89号	物品の購入に係る契約の変更について	9
議案第90号	山陽小野田市立サッカー交流公園の指定管理者の指定について	9
議案第91号	山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定の一部変更について	9
議案第92号	市有財産の出資について	10
議案第93号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について	10
議案第94号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標(第2期)の変 更について	10
承認第6号	令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第6回)に関する専決処分 について	10
		

本日は、令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議い ただくためお集まりいただきました。

それでは、ただ今上程されました報告第6号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和3年度における業務の実績に関する評価結果の報告について及び報告第7号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の第1期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果の報告について御説明いたします。

これは、市の附属機関である山陽小野田市公立大学法人評価委員会から、令和4年11月14日付けで公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和3年度及び第1期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について報告を受けたため、地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、議会に報告するものであります。

評価結果としましては、まず、令和3年度における業務の実績について、大項目6区分のうち中期計画の進捗は順調とのA評価が二つ、おおむね順調とのB評価が四つとなっており、全体評価として、中期計画の進捗はおおむね順調との評価を受けております。次に、第1期中期目標の期間における業務の実績について、大項目6項目のうち中期目標の達成状況は良好であるとのA評価が一つ、おおむね良好であるとのB評価が五つとなっており、全体評価として、中期目標の達成状況はおおむね良好であるとの評価を受けております。

以上、御報告申し上げます。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第68号から議案第76号までは、令和4年度の補正予算であります。

議案第68号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、歳計剰余金処分による基金の積立て、物価高騰に伴う光熱水費等の増、子育て世帯応援給付金給付事業等取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ13億876万9,000円を追加し、予算総額を341億172万2,000円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、市税 9,000 万円、国庫支出金 4 億 4,441 万 5,000 円、県支出金 1,971 万円、寄附金 299 万 1,000 円、繰越金11億 5,926 万 5,000 円、諸収入 8,065 万 1,000 円をそれぞれ増額し、使用料及び手数料 4 万 2,000 円、繰入金 4 億 8,012 万 1,000 円、市債 810 万円をそれぞれ減額しております。

次に歳出については、議会費では、人件費の調整として32万9,000円を減額し、総務費では、歳計剰余金処分による基金の積立て、人件費の調整等として7億2,193万5,000円を増額し、民生費では、後期高齢者医療特別会計繰出金の減はあるものの、国県支出金の精算に伴う償還金、子育て世帯応援給付金給付事業の増等として4億9,290万円を増額しております。

次に衛生費では、人件費の調整の減はあるものの、物価高騰に伴う光熱水費等の増として885万8,000円を増額し、労働費では、人件費の調整として8,000円を増額し、農林水産業費では、人件費の調整等として257万6,000円を増額しております。

次に商工費では、人件費の調整として 1,398 万 8,000 円を減額し、土木費では公共下水道事業への繰出しや道路橋りょう維持補修費等として 3,748 万 3,000 円を増額し、消防費では、宇部・山陽小野田市消防組合分担金等として 1,744 万 9,000 円を増額し、教育費では、物価高騰に伴う光熱水費等の増、人件費の調整等として 4,187 万 7,000 円を増額しております。

なお、繰越明許費については、山陽消防署埴生出張所整備事業 3,404 万 4,000 円を令和 5 年度に繰り越すとともに、債務負担行為補正として、タブレット端末導入事業ほか 7 件を追加しております。

最後に、地方債補正として借入限度額の変更をしております。

議案第69号は、駐車場事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 177 万 9,000 円を追加し、予算総額を 3,431 万 5,000 円とするものです。

補正の内容としまして、令和3年度決算が確定したことから、歳入については、前年度繰越金177万9,000円を増額し、歳出については、予備費177万9,000円を増額しております。

議案第70号は、国民健康保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 7,161 万 4,000 円を追加し、予算総額を73億 6,765 万円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、人件費の調整として繰入金81万7,000円、令和3年度決算が確定したことから繰越金1億7,079万7,000円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出については、人件費の調整として総務費81万7,000円、基金積立 金1億7,079万7,000円をそれぞれ増額しております。

議案第71号は、介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,988 万 4,000 円を追加し、予算総額 を70億 330 万 3,000 円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、人件費の調整に伴う地域支援 事業の調整として国庫支出金 122 万 7,000 円、県支出金61万 4,000 円をそれぞ れ減額し、支払基金交付金22万 9,000 円、繰入金49万 9,000 円をそれぞれ増額 し、令和 3 年度決算が確定したことに伴う精算により繰越金 2 億 9,099 万 7,000 円を増額しております。

次に、歳出については、人件費の調整として総務費177万円、令和3年度に

おける給付費等の精算に伴い基金積立金 2 億 1,091 万 5,000 円、国及び県への 償還金として諸支出金 7,748 万 6,000 円をそれぞれ増額し、人件費の調整とし て地域支援事業費28万 7,000 円を減額しております。

議案第72号は、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1,728 万 1,000 円を減額し、予算総額を12 億 4,770 万 5,000 円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、人件費の調整等として繰入金 1,838 万7,000 円を減額し、令和3年度決算が確定したことから繰越金70万 6,000 円を増額し、諸収入として40万円を増額しております。

次に、歳出については、人件費の調整等として総務費30万 2,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 1,737 万 9,000 円をそれぞれ減額し、諸支出金40万円を増額しております。

議案第73号は、小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、人件費の調整によるものであり、歳出について、競走事業費 147 万 7,000 円を増額し、予備費 147 万 7,000 円を減額しております。

結果、歳出総額は263億4,167万9,000円のまま変わりありません。

議案第74号は、水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、電気料金の高騰に伴う動力費の増額によるものです。

補正の内容としまして、収益的支出について、動力費 3,135 万 9,000 円を増額し、消費税 285 万 1,000 円を減額しております。

結果、支出総額を 2,850 万 8,000 円増額し、14億 2,047 万 8,000 円としております。

議案第75号は、工業用水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、電気料金の高騰に伴う動力費の増額によるものです。

補正の内容としまして、収益的支出について、動力費 321 万 6,000 円を増額 し、消費税29万 3,000 円を減額しております。 結果、支出総額を 292 万 3,000 円増額し、 2 億 5,324 万 9,000 円としております。

議案第76号は、下水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、国庫補助金の 追加配分に伴う事業の実施、電気料金の高騰に伴う動力費の増額等によるもの です。

補正の内容としまして、まず収益的収支の収入については、全体で 2,516 万 3,000 円を増額し、収入総額を19億 1,725 万 4,000 円としております。支出については、全体で 2,516 万 3,000 円を増額し、支出総額を18億 8,388 万 4,000 円としております。

次に、資本的収支の収入については、全体で 8,876 万 4,000 円を増額し、収入総額を15億 3,454 万 2,000 円としております。支出については、全体で 8,876 万 4,000 円を増額し、支出総額を23億 706 万 3,000 円としております。

議案第77号は、山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日から、地方公共団体の個人情報保護制度については、改正後の個人情報の保護に関する法律による全国共通ルールが適用されることになることから、現行の山陽小野田市個人情報保護条例を廃止し、改正後の法律を施行するために必要な事項を規定する山陽小野田市個人情報保護法施行条例を定めるものです。

規定する主な内容としては、個人情報取扱事務の登録、個人情報開示請求に係る手数料、開示決定等の期限及び審査会への諮問であり、改正後の法律が許容する範囲内において、これまでの本市の個人情報保護制度を大きく変更することなく運用できるように規定しようとするものであります。

議案第78号から議案第81号までは、定年延長に関連する議案となります。 定年年齢については、地方公務員法が改正され、令和5年度から令和13年度 までにかけて2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、最終的には65歳となります。また、これに伴い、新陳代謝を促し組織を活性化させることを目的とした管理監督職勤務上限年齢制度いわゆる役職定年制度、定年延長職員の給料を7割とする規定、多様な働き方を選択する機会を確保する目的で創設される定年前再任用短時間勤務制度など新たな制度が導入されます。

議案第78号は、山陽小野田市職員の定年等に関する条例の一部改正であります。

これは、地方公務員法が改正され、定年年齢を65歳とすること、及び定年延長に伴う語句等の改正に加え、役職定年制度や定年前再任用短時間勤務制度の規定を加えるなどの所要の改正を行うものであります。

議案第79号は、山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正であります。

これは、定年延長に伴う語句等の改正に加え、定年延長により退職手当の支給を受ける職員が不利になることのないよう経過措置を設けるなどの所要の改正を行うものであります。

議案第80号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年延長制度の導入に伴い、山陽小野田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例ほか9本の条例について所要の改廃を行うものです。

このうち、山陽小野田市職員定数条例については、定年延長により、正規職員の退職者がいない年が2年ごとに生じることになりますが、年代別の人数構成バランスや地元雇用を確保していく観点から、毎年一定数は新規に職員を採用するという方針の下に将来の職員数を推計した上で改正を行っております。定年延長に伴い今後しばらくは職員数が増えていくことになりますが、職員定数条例は定数の上限を定めたものであり、現在の定数と実際の職員数にかい離があることから、これを踏まえて調整した結果、職員定数は950人から45人減り905人となりました。

議案第81号は、山陽小野田市職員給与条例等の一部改正であります。

これは、定年延長に伴う語句等の改正に加え、定年延長職員の給料を7割とする規定のほか定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与について所要の改正を行うものです。

また、本市では、平成26年度から人事評価制度を導入し、昇格や人事異動などの基礎資料として活用していますが、職員のやる気を更に向上させ、組織を活性化させることを目的として、人事評価の結果を勤勉手当の成績率に反映させるための規定を追加しております。なお、財源については、勤勉手当の算定基礎額から扶養手当を除くことにより得られる額を上限として成績率に反映させるものであり、全体として勤勉手当の支給総額が増えるものではありません。

さらには、令和4年度の人事院勧告を受けて、本市についても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行います。

改正の内容は、民間給与の水準が公務員を上回ったことからその較差を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額の引上げを行うとともに、賞与については、勤勉手当の支給率を 0.1 月分引き上げ、年間の支給月数を 4.3 月から 4.4 月とするもので、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしております。

議案第82号は、山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院 事業管理者の給与に関する条例の一部改正であります。

これは、令和4年度の人事院勧告に準じた職員給与の改定と同様に、市長等について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間 4.3 月から 0.1 月分引き上げ、年間 4.4 月の支給とするもので、令和 4 年12月分から適用することとしております。

議案第83号は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支 給条例の一部改正であります。

これは、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、本市についても国に準じて、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間3.25月から0.05月分引き上げ、年間3.3月の支給とするもので、令和4年12月分から適用することとしております。

議案第84号は、山陽小野田市組織条例の一部改正であります。

これは、第二次総合計画中期基本計画が始まったことを受けて、将来にわたって総合計画に掲げる協創によるまちづくりを更に積極的に推進していくための体制を整えるため、協創の推進に深く関連する市民活動推進課、シティセールス課及び文化スポーツ推進課の3課を一つの部にまとめ、新たに協創部を創設することに伴い、所要の改正を行うものです。

協創は全庁的な取組となりますが、協創部をその中心として位置付け、地域 運営組織の設立を始めとした協創につながる様々な取組を更に加速させていき たいと考えております。また、デジタル推進室と情報管理課を統合してデジタ ル推進課を創設し、スマートシティとスマート自治体を一つの部署で効果的に 行う体制を整備することにより、デジタル化を更に推進してまいります。

議案第85号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、窓口での証明書交付手数料よりもコンビニエンスストア等の多機能端末機での証明書交付手数料を減額することにより、コンビニ交付の利用者増加による窓口の混雑緩和やコンビニ交付の利用に必要なマイナンバーカードの普及を促進するために、所要の改正を行うものであります。

議案第86号は、山陽小野田市児童館条例の一部改正であります。

これは、老朽化が著しい小野田児童館について、施設内で実施している事業を場所を替えることで継続して行うことができる目途が立ったことから、令和5年3月31日をもって小野田児童館を廃止するものであります。

議案第87号は、山陽小野田市急患診療所条例の廃止であります。

これは、市内内科医の高齢化により急患診療所に出務する内科医が減少することや患者数が減少傾向にあることから当該診療所での内科診療の維持が次第に困難になりつつあるため、当該施設を廃止するものであります。

議案第88号は、市役所本庁舎環境改善事業(建築主体・機械設備工事)請負 契約の締結についてであります。 これは、来庁者の利便性向上及び職員の執務環境改善を目的とする市役所本庁舎環境改善事業について、去る11月1日に指名競争入札を行ったところ、3億3,880万円をもって市役所本庁舎環境改善事業(建築主体・機械設備工事)長沢建設・進栄建設特定建設工事共同企業体が落札しましたので、当該工事について落札業者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第89号は、物品の購入に係る契約の変更についてであります。

これは、令和4年6月市議会定例会において議決をいただいた市役所本庁舎 備品の購入について、市役所本庁舎レイアウト整備業務受託事業者による備品 の現況調査を行った結果、老朽化が著しい事務机の数量が確定したため、事務 机の追加購入について山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第90号は、山陽小野田市立サッカー交流公園の指定管理者の指定についてであります。

これは、公の施設である山陽小野田市立サッカー交流公園について、広報8月15日号及びホームページにおいて指定管理者を公募し、指定管理者選定委員会において選定基準に沿って審査した結果を踏まえ、レノファ・アクティオ共同体を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

議案第91号は、山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定の一部変更についてであります。

これは、令和5年3月31日をもって小野田児童館を廃止することに伴い、児童館の指定管理者の指定期間の一部を変更するものであります。

議案第92号は、市有財産の出資についてであります。

これは、山陽小野田市立山口東京理科大学における平成30年4月の薬学部設置に伴い、宇部市から購入した土地及び新たに建設した薬学部校舎等の建物を公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に出資することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第93号は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更についてであります。

これは、山陽小野田市立山口東京理科大学における平成30年4月の薬学部設置に伴い、宇部市から購入した土地及び新たに建設した薬学部校舎等の建物を公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に出資するに当たり、定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第94号は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標(第 2期)の変更についてであります。

これは、山陽小野田市立山口東京理科大学における令和5年4月からの工学部数理情報科学科の設置に係る文部科学省への届出が令和4年8月1日付けで受理されたことに伴い、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めた中期目標に記載されている教育研究組織に数理情報科学科を追加する必要があるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、中期目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く必要があるとされていることから、市の附属機関である山陽小野田市公立大学法人評価委員会に対して諮問を行った結果、令和4年10月28日付けで、案のとおり変更することが適当であると認められるとの答申を受けております。

承認第6号は、令和4年度一般会計補正予算に関する専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであ

ります。

今回の補正は、国において、電気等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、給付金を支給する方針が示されたことから、本市においても、支給に向けた体制を早急に整えるための予算措置が必要となったため、令和4年10月13日に専決処分を行ったものです。

これにより、歳入歳出それぞれ 4 億 1,507 万 7,000 円を追加し、予算総額は 327 億 9,295 万 3,000 円となりました。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。